附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十六条第三項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十三条第六項の規定に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総務部に置く課等） **第十五条**　総務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 人事課 会計課 安全防災・危機管理課 2　（略） （総務課の所掌事務） **第十六条**　（略） （削る） （総務企画部に置く課等） **第九十五条**　総務企画部に、次の五課を置く。 総務課 人事課 会計課 企画課 安全防災・危機管理課 2　（略） （総務課の所掌事務） **第九十六条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略）	（総務部に置く課等） **第十五条**　総務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 人事課 会計課 安全防災・危機管理課（東北運輸局を除く。） 2　（略） （総務課の所掌事務） **第十六条**　（略） 2　東北運輸局の総務課は、前項に規定する事務のほか、第十八条の二に規定する事務をつかさどる。 （総務企画部に置く課等） **第九十五条**　総務企画部に、次の四課を置く。 総務課 人事課 会計課 企画課 2　（略） （総務課の所掌事務） **第九十六条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略）

改正後	改正前
帯広開発建設部	帯広開発建設部
経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、防災課、治水課、道路整備保全課、農業計画課、農業整備課	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、治水課、道路整備保全課、農業計画課、農業整備課
網走開発建設部	網走開発建設部
経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、防災課、治水課、道路整備保全課、築港課、農業計画課、農業整備課	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、治水課、道路整備保全課、築港課、農業計画課、農業整備課
（略）	（略）